

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において耐震対策により取得した以下の鉄道施設</p> <p>【延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路等と交差・並走する線区における <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震対策を実施した高架橋、開削トンネル ・ 落橋防止工を設置した橋りょう <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 片道断面輸送量1日1万人以上又は緊急輸送道路と交差・並走する線区における <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震対策を実施したロッキング橋脚を有する橋りょう <p>・ 特例措置の内容 固定資産税： 課税標準 5年間2/3</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第34項 地方税法施行規則附則第6条第60項、第61項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] - (▲271) [平年度] ▲15 (▲36) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 首都直下地震や南海トラフ地震に備え、高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時において、鉄道利用者の安全確保等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 中央防災会議において、首都直下地震や南海トラフ地震等今後発生が予測される大規模地震については、耐震補強の必要性が喫緊の課題であると指摘されている。また、地域住民の生活に支障を与えるような鉄道施設の機能の低下を極力抑制し、震災の備えをより強固なものとするのが重要なことから、平成25年3月に「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」（耐震省令）を制定し、片道断面輸送量1日1万人以上の線区等一定の要件を満たす鉄道施設について、平成29年度を目標年度（緊急輸送道路等と交差・並走する箇所については速やかに実施）とし、耐震補強を努力義務化するとともに税制特例措置を講じてきた。</p> <p>今後においても、行政事業レビュー「公開プロセス」（平成29年6月）において、緊急輸送道路等と交差・並走する箇所については目標を設定して実施すべきであることや、平成28年4月の熊本地震時にロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が見られたことから、耐震対策の着実な実施が求められている。</p>	
本要望に対応する縮減案	<p>以下の鉄道施設については、経過措置を設けた上、特例対象措置の対象から除くものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅（乗降客数1日1万人以上）の耐震対策を実施したこ線橋やプラットホーム上屋等 ・ 路線（片道断面輸送量1日1万人以上）の耐震対策を実施した高架橋や開削トンネル、落橋防止工を設置した橋りょう 	
		ページ 10 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月26日策定、平成28年4月18日最終変更） 政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する 内閣府政策評価基本計画（平成26年4月1日内閣総理大臣決定、平成29年3月24日最終変更） 政策目標9. 防災対策の推進 施策目標④ 地震対策等の推進
	政策の達成目標	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、緊急輸送道路等と交差・並走する線区の高架橋等（ロッキング橋脚を有する橋りょうを含む）の耐震化率概ね100%
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	2年間（平成30年度～31年度）
	同上の期間中の達成目標	平成31年度末 達成目標 約94%
有効性	政策目標の達成状況	平成28年度末（暫定値） 駅：94% 路線：97%
	要望の措置の適用見込み	平成30年度 延長：12事業者 拡充：9事業者
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるところであるが、償却資産に対する固定資産税を減額することにより、取得した施設等の維持に係る負担が軽減されることから、施設等の整備に対するインセンティブとして有効である。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道施設総合安全対策事業費補助 8,347百万円 （平成30年度予算）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	これら補助制度は、耐震対策のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	鉄道施設の耐震対策には、初期投資に多額の費用がかかる上、施設の維持・管理にも費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持・管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成25年度実績 一百万円 平成26年度実績 37百万円 平成27年度実績 82百万円 平成28年度実績 177百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（固定資産の価格） 平成25年度 0千円 平成26年度 473,345千円 平成27年度 3,574,075千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、取得した施設等の維持にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅又は片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率（平成29年度末達成目標） 駅：概ね100% 路線：概ね100%</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成28年度末達成見込み 駅：94% 路線：97% 高架下利用のテナントとの協議に時間を要している等の理由により、工事を実施できない箇所がある見込みである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度税制改正要望提出（創設） 平成27年度税制改正要望提出（延長） 平成29年度税制改正要望提出（延長）</p>